

美唄市企業会計システム更新業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

美唄市都市整備部上下水道課

美唄市企業会計システム更新業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、美唄市企業会計システム更新業務委託（以下「本業務」という。）における受託事業者の選定にあたり、事業者の技術力、実施体制、業務実績、企画提案内容等を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託するために必要な手続等について定めるものとする。

2. 業務名の概要

(1) 業務名 美唄市企業会計システム更新業務委託

(2) 納入場所 美唄市役所（美唄市西3条南1丁目1番1号）

(3) 業務の内容

美唄市企業会計システム更新業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び美唄市企業会計システム機能要件書（以下「機能要件書」という。）に定める要件に基づき、企業会計システムの構築、現行システムからのデータ移行、研修、マニュアル作成、その他これらに付随する業務を行うものとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(5) システム運用期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日

ただし、仕様書に記載のとおり、実際の本番運用開始時期については、協議の上決定する。

(6) 提案上限額 5,720,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、令和8年度に執行する初期導入費（システム構築費及び移行費用）とする。

令和9年度から発生するシステム使用料及び保守料（運用保守費、クラウド利用料等の一切を含む）については、本要領に基づく契約の対象外とするが、今後の予算積算及び評価の参考とするため、「参考見積書」を必ず提出すること。

3. プロポーザルへの参加資格

プロポーザルへの参加資格は、以下のとおりとする。

- (1) プロポーザルへの参加表明書提出時点で、美唄市競争入札参加資格者名簿の業務委託・物品購入等入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 参加表明の日から契約締結までの間において、美唄市業務委託等業者審査会要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 美唄市契約における暴力団員等排除措置要綱（平成22年庁達第41号）に基づく入札参加除外措置を、本公告の日から審査終了までの間、を受けていない者であること。
- (4) プロポーザルへの参加表明書提出時点で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない団体であること。

(5) 次の事項に該当しないものであること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の適用を申請した者

(6) 過去 10 年以内に元請として、本業務と同規模程度以上の水道事業体が発注する企業会計システム導入の受注実績（本件と同等業務）を有すること。

(7) 情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の規格に適合している又はプライバシーマークを取得していること。

(8) 法人税、消費税、地方消費税及び市区町村税に滞納がないこと。

4. スケジュール（予定を含む。）

内 容	実 施 期 間
参加募集の告示	令和 8 年 9 月 2 8 日（月）
質問書受付期間	令和 8 年 9 月 2 8 日（月）～ 令和 8 年 1 0 月 5 日（月）
質問回答（最終）	令和 8 年 1 0 月 9 日（金）
参加表明書提出期間	令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）～ 令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）
参加資格確認通知書送付	令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水）
業務提案書提出期間	令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）～ 令和 8 年 1 1 月 4 日（水）
業務提案書に係るプレゼンテーション 及びヒアリング	令和 8 年 1 1 月中旬
審査委員会による審査（評価採点）、 審査結果通知及び優先交渉者の選定	令和 8 年 1 1 月下旬
業務仕様についての協議・契約交渉	令和 8 年 1 2 月上旬
契約	令和 8 年 1 2 月中旬

5. 質問書の受付及び回答

(1) 提出書類

本プロポーザルに関し質問がある場合は、質問書（様式 1）に質問事項を記載の上、提出すること。

(2) 提出方法

提出方法は、電子メールのみとし電話・FAXによる質問は一切受け付けない。

なお、電子メールでの提出にあたり、件名は次のとおりとし、提出後、電話にて受信の確認を行うこと。

件名：「美唄市企業会計システム更新業務委託プロポーザル質問書」【会社名】

(3) 提出先

〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市役所 都市整備部上下水道課業務係 担当：日下
電 話：0126-63-0134 FAX：0126-62-1088
メール：suidogyomu@city.bibai.lg.jp

(4) 提出期限

令和8年9月28日（月）から令和8年10月5日（月）17時までとする。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月9日（金）までに質問者に対し質問書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにおいて回答する。

6. プロポーザル参加方法

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書（様式2）
- ・申込書に記載の必要書類

(2) 提出方法

電話で事前に連絡し、直接持参すること。

提出に際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを持参すること。

(3) 提出先

「5. 質問書の受付及び回答」(3)と同じ。

(4) 提出期限

令和8年10月13日（火）から令和8年10月19日（月）17時までとする。

(5) プロポーザル資格確認通知

プロポーザル参加表明書を提出した事業者に、令和8年10月21日（水）までに可否について記載したプロポーザル参加資格確認通知書を送付する。

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

提案書の提出にあたっては、次の書類をそれぞれ提出すること。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	業務提案書	様式5、5の2 任意様式	正1部、副6部
2	プレゼンテーション出席者報告書	様式6	1部
3	業務提案見積書	様式7	正1部、副6部
4	業務提案見積に係る積算内訳書	様式7の2	正1部、副6部
5	参加申込時に添付した書類 (1)～(9)		6部

提案書については、代表印を押印した正本印刷物を1部、副本印刷物を6部、記録媒体（CD-RまたはDVD-R）の正本1部、副本1部を提出すること。

また、副本については、ロゴマークの使用を含めて、企業名が分かる記述はさけること。
ただし、提案書のうち、正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。

なお、記録媒体の電子データは、様式7、様式7-2はExcel形式、その他はPDF形式とする。

(2) 提出方法

電話で事前に連絡し、直接持参すること。

提出に際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを持参すること。

(3) 提出期限

令和8年10月26日（月）から令和8年11月4日（水）17時までとする。

(4) 注意事項

ア 業務提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。

イ 業務提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

ウ 仕様書は必要最低限の要件を定めたものであるもので、仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は提出する見積書に判別できるようにして含むものとする。

エ 業務提案書の作成、提出に係る経費は提案者の負担とする。また、提出された提案書は返却しない。

オ 提案者は、機能要件書に掲げる各機能について、対応の可否及び対応方法を明らかにするものとする。

(5) 提出内容

「仕様書」及び「機能要件書」の内容に基づき、次の内容について業務提案すること。

ア 会社概要及び財務状況

イ 現在又は過去10年以内に受注している同種の業務実績について

ウ 本業務の実施体制及び更新スケジュールについて

エ 企業会計システム更新にあたり必要な機材について

オ 機能要件書への対応状況及び対応方針

カ 収入管理業務について

キ 支出管理業務について

ク 資金管理業務について

ケ 予算業務について

コ 決算・決算統計業務について

サ 監査資料作成業務について

シ 口座管理業務について

ス 企業債管理業務について

セ 固定資産管理業務について

ソ 電子決裁システムとの連携について

タ 現行システムからの移行体制について

移行対象データは以下のとおりとする。(令和8年9月時点データ)

対 象	移行内容・データ数	提供形態
予算科目データ	一式	CSVまたはExcel
勘定科目データ	一式	CSVまたはExcel
債権者データ	866件	CSVまたはExcel
固定資産データ	水 道 事 業：51,962件 工業用水道事業：1,502件 下 水 道 事 業：97,154件	CSVまたはExcel
企業債データ	水 道 事 業：73件 工業用水道事業：36件 下 水 道 事 業：478件	CSVまたはExcel

チ 美唄市職員研修体制及びマニュアルの提供について

ツ 個人情報保護について

テ その他の業務提案について

8. プレゼンテーション

(1) 実施日

令和8年11月中旬(別途通知)

(2) 実施場所 時間、場所は後日参加者へ通知する。

(3) 実施方法

ア 一提案者あたり90分以内とする。

(準備10分、説明50分、質疑応答25分、片付け5分程度とする)

イ プレゼンテーションは、既に提出された業務提案書に基づいて行うこと。パワーポイント等をスクリーンに投影することは可とするが追加資料は認めない。

ウ 会場に用意してある備品は、ホワイトボード、スクリーン、HDMIケーブルとする。
これ以外のパソコン、プロジェクター等必要な物品は提案者が用意するものとする。

(4) その他

ア プレゼンテーションは非公開で実施する。

ただし、上下水道課職員については例外とする。

9. 審査方法

プロポーザルに係る審査は、美唄市企業会計システム更新委託事業者選定委員会が行う。

(1) 書類及びプレゼンテーション審査

プロポーザルの評価は、提出された業務提案書、機能要件書に対する対応状況、提案見積書及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容について、業務に対する理解度、実施体制、業務実績、システムの機能性および操作性、データ移行の確実性、セキュリティ対策、将来の拡張性、提案内容の具体性および実現性、価格その他別表の評価基準に基づき総合的に行う。

各審査項目ごとに5段階評価し、100点満点で得点化する。

審 査 項 目		配 点
基本方針	① 本業務の目的及び本市の企業会計業務を理解し、システム更新に係る基本的な考え方及び方針が明確に示されているか	10
実施体制・運用保守	② 導入体制 ③ 稼働後の運用・保守体制	15
データ移行・導入計画	④ 本業務の更新にあたり必要な機材について ⑤ 本業務の更新スケジュール及び移行体制について ⑥ 現行システムからのデータ移行方法、移行対象データ	15
システムの機能性・操作性	⑦ 収入・支出・資金管理業務に関する企画及び技術提案 ⑧ 予算・決算及び決算統計に関する企画及び技術提案 ⑨ 口座管理業務に関する企画及び技術提案 ⑩ 監査資料作成に関する企画及び技術提案 ⑪ 企業債管理業務に関する企画及び技術提案 ⑫ 固定資産管理業務に関する企画及び技術提案	20
将来性・拡張性・連携	⑬ 電子決裁システムとの連携に関する企画及び技術提案 ⑭ 将来的な制度改正への対応について	10
職員研修・サポート	⑮ 美唄市職員研修体制及びマニュアルの提供について	5
情報セキュリティ・事業継続	⑯ 個人情報保護に関する企画及び技術提案 ⑰ 災害対策・障害時の復旧について	5
提案価格	⑱ 提案価格に関する評価	10
プレゼンテーション・ヒアリング	⑲ プレゼンテーションに関する評価	5
その他	⑳ 本市の業務改善につながる独自提案	5
合 計		100

評価	評価の状況	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	劣っている	配点×0.4
E	特に劣っている	配点×0.2

*提案の無い項目は得点を与えない

(2) 最終審査

審査の合計点が最も高い提案を行った参加者を優先交渉権者とする。優先交渉権者の参加資格が取り消された場合は、次に合計点が高い参加者が繰り上がるものとする。

(3) 結果の通知

審査の結果は、令和8年11月下旬までに電子メールにより通知し、郵送にて書面を送付する。なお、審査結果に係る問い合わせ、異議申し立て等は、一切受け付けない。

10. 契約までの手続き

本プロポーザル完了後、速やかに優先交渉権者と業務内容及び金額について再確認を行い、委託契約を行う。

1 1. その他

- (1) 参加資格を満たし、参加資格確認通知を受けた事業者が本プロポーザルを辞退する場合は、提案書の提出期日までに「参加辞退届（様式8）」を提出するものとする。
- (2) プロポーザル参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの内容に関わる情報の公開が求められた場合は、美唄市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づき処理を行う。ただし、公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては非公開とする。
- (4) 本プロポーザルへの参加者は、本プロポーザルにおいて、美唄市都市整備部上下水道課が提供する資料などセキュリティ面で当然配慮すべき内容については、本プロポーザルの検討の範囲内であっても、美唄市都市整備部上下水道課の同意がない限り、秘密保持に特に留意し、いかなる場合であっても他に漏らしてはならない。
- (5) 本プロポーザル終了後または辞退の場合、提供を受けた仕様書等の紙媒体は、美唄市都市整備部上下水道課へ返却するものとする。なお、提供を受けた電子データについては、ハードディスク内から削除（ごみ箱からも削除）すること。
- (6) 本プロポーザルへの参加者は、美唄市都市整備部上下水道課が文書により指示した場合を除き、いかなる場合においても本業務に係るデータ（情報）及び関係資料を複写又は複製してはならない。
- (7) 本プロポーザルに係る提出書類に虚偽の記載をし、業務の契約相手方として不適当と認められるときは、美唄市業務委託等業者審査会要綱に準じて措置を行う。
- (8) 本プロポーザル参加者から提出される書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし美唄市都市整備部上下水道課は、本業務の範囲内において公表する場合、その他、美唄市都市整備部上下水道課が必要と認める場合には、本プロポーザルにおいて提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 郵送された書類は、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。
- (10) 郵送、電子メール等による受付及び提出期限を過ぎた場合の受付はしない。
- (11) 1社あたりの提案は一案のみとし、複数の提案があった場合は全て無効とする。
- (12) 本業務終了後の運用については、契約業者とは別の業者が行う場合があるため、業者間での仕様の引き継ぎ等を円滑に行えるようにすること。